

## (参考) 建築実務として認められない実務経験の入力例

実務経歴書の作成に当たって、以下のような実務を行っている場合は、「[実務経験要件について](#)」に該当しませんので、ご注意ください。

### (1) 建築実務として認められない実務経験を入力した例

**例1** 「事務所ビルの新築工事において、完了検査に立ち会った。」

→立会いは、建築実務として認められません。検査のための資料作成、検査業務を行っている場合は、その旨を明記してください。

**例2** 「マンションの新築工事において、客先でスケジュール調整や間取りの打合わせを行った。」

→客先説明、打合わせは、建築実務として認められません。自身で設計を行っている場合は、基本設計や実施設計において図面を作成している旨を明記してください。

**例3** 「戸建住戸の改修工事において、バス・トイレ・キッチン・エアコンの入替作業の施工管理を行った。」

→単純な取付け作業等は、建築実務として認められません。(配管、配線等の建築設備の工事を伴わないバス・トイレ・キッチンの設置は、建築実務として認められません。エアコンの設置は、建築実務として認められません。)

**例4** 「熱供給施設において、熱源機の入れ替え等の改修工事の施工管理を行った。」

→生産設備等の事業用の部分は、建築実務として認められません。  
「建屋部分、事務棟」等の生産設備等の事業用の部分以外の部分については、建築実務として認められますので、対象部分がわかるようしたうえで、建築実務の割合を考慮し、入力してください。

**例5** 「工場の新築工事について、基本設計及び実施設計で平面図、断面図等の作成を行った。」

→「工場」のみでは、生産設備等の事業用の部分を含んだ実務経験か判断できませんので、建築実務として認められません。  
「建屋部分、事務棟」等の生産設備等の事業用の部分以外の部分については、建築実務として認められますので、対象部分がわかるようしたうえで、建築実務の割合を考慮し、入力してください。

**例6** 「高速道路のトンネルの照明設備の施工管理を行った。」

→土木工作物に対する実務は、建築実務として認められません。ただし、「トンネルの管理室、設備室」等の部分については、建築実務として認められる場合がありますので、対象部分がわかるようしたうえで、建築実務の割合を考慮し、入力してください。

### (2) 問合せの対象となる入力の例

**例7** 「マンションの工事を行った。」

→記述が不明確で、建築実務として認められません。  
「何の工事種別」において「何の工事」の「何を担当」したのかを明記してください。

**例8** 「事務所 部材 積算」

→どのような業務を行ったかが不明確なので、建築実務に数えられません。  
実務経験の対象となる業務の内容の記述は、単語のみ又は単語の羅列ではなく、わかりやすく説明した文章で入力してください。

**例9** 「戸建住宅のリフォーム工事の施工管理を担当した。」

→「リフォーム工事を行った」のみでは、どのような業務を行ったかが不明確なので、建築実務として認められません。改修、リフォームした具体的な工事の部分・業務内容を明記してください。

**例10** 「集合住宅の設計業務を担当した。」

→「設計業務」のみでは、どのような業務を行ったかが不明確なので、建築実務として認められません。  
「基本設計なのか、実施設計なのか、どのような図面を作成したか」を明記してください。